

---

## 第1章 総則

---

### 第1条〔名称, 目的〕

本団体は長野県フットサル連盟といい, 英文ではNagano Futsal Federation(略称NFF)という。本規程は, 長野県フットサル連盟(以下「本連盟」という)の組織および運営に関する基本原則を定めるものである。

### 第2条〔加盟〕

本連盟は, 一般社団法人長野県サッカー協会(以下「長野県サッカー協会」という)に加盟し, その監理を受ける。

### 第3条〔遵守義務〕

本連盟に加盟登録したすべての団体およびその役職員, 監督, コーチその他の関係者ならびに登録選手は, 本規程およびこれに付随する諸規程ならびに長野県サッカー協会の諸規定を遵守する義務を負う。

### 第4条〔シンボルマーク〕

本連盟は以下のシンボルマークを有する。



Nagano Futsal

本連盟のシンボルマークは, 本連盟が主催もしくは主管する各種大会またはリーグ等で使用することができる。

---

## 第2章 組織

---

### 第1節 役員

#### 第5条〔役員〕

本連盟には、次の役員を置く。役員の設定は理事会にて承認されなければならない。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：数名
- (3) 理事：20名以上(うち理事長1名、副理事長2名以内)とする。
- (4) 常任理事：上記(3)のうち理事会の承認を以って5名以上とする。
- (5) 顧問：常任理事会の推薦に基づき、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。ただし、議決権を持たない。
- (6) 参与：長野県サッカー協会フットサル委員会委員長が就任し、理事会において議決権を行使できる。ただし、本連盟の現職が理事以上の場合、それを優先する。
- (7) 委員および部員：専門委員会委員長または専門部会部長の推薦に基づき、理事会の承認を得て若干名の委員を置くことができる。ただし、理事会への出席を義務付けないものとし理事会での議決権を持たない。

#### 第6条〔会長および副会長の職務〕

本連盟を代表として会長を1名置く。副会長は数名置き、会長の事故あるときはこれを代理する(副会長が不在時は理事長がその任を代理する)。会長および副会長は、理事長および副理事長を含めて役員会を構成する。役員会は、本連盟が正しく運営されていることを常に確認しなければならない。

第7条〔理事の職務〕

本連盟の事業を正常に執り行うため理事を置く。

- ① 理事長は、本連盟の業務を総理し、理事を代表する。
- ② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代理する。
- ③ 常任理事は、担当とする専門部ならびに本連盟の事業に積極的に関与する。また、常任理事会を組織し、本連盟の業務を掌握し、議決し、執行する。
- ④ 理事は、担当とする任務に積極的に関与し、理事会を組織し、本連盟の業務を議決し、執行する。理事会は本連盟の最高議決とする。

第8条〔役員任期および定年制〕

役員任期および定年制について以下とする。

- ① 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- ④ 役員定年制は設けない。

第9条〔役員解任〕

役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) その他

第10条〔役員報酬〕

- ① 役員は、有給とすることができる。
- ② 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第2節 役員会

### 第11条〔召集〕

本連盟の会長と副会長および理事長と副理事長による役員会を、適宜開催しなければならない。役員会は、本連盟が正しく運営されていることを常に確認しなければならない。

### 第12条〔議事の決定〕

役員会で決定された内容は、理事長により常任理事会に開示されなければならない。

## 第3節 理事会

### 第13条〔召集〕

理事長が年度内に2回以上、理事を招集し理事会を開催しなければならない。理事は理事会に出席する義務を有する。理事長が必要と認めた場合または、理事現在数の3分の1以上から理事会の招集を請求された場合は、理事会に付議すべく事項を示した日を請求日とし、請求日を含めて15日以内に臨時の理事会を開催しなければならない。

### 第14条〔付議〕

理事会に付議する事項は、あらかじめ各理事に通知しなければならない。

### 第15条〔議長〕

理事会の議長は、理事長が推薦した理事とする。推薦する理事が不在な場合は理事長自らが理事会の議長を執行しなければならない。

### 第16条〔理事会の定足数〕

理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を示したものは出席者とみなすことができる。

### 第17条〔議事の決定〕

理事会の議事は、出席者の過半数を持って決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### 第18条〔議事の記録〕

理事会により決定もしくは保留となった議事のすべてを記録しなければならない。この記録は必要に応じて関係者に開示される。開示するときは理事会の承認を以って決定しなければならない。

## 第4節 常任理事会

### 第19条〔召集〕

理事長が年度内に6回以上、常任理事を招集し常任理事会を開催しなければならない。常任理事は常任理事会に出席する義務を有する。また、常任理事会で議決する内容は以下とする。

- ① 本連盟シンボルマークの使用に関する事。
- ② 本連盟名義使用に関する事。
- ③ 第20条に定められた付議内容に関する事。

### 第20条〔付議〕

常任理事会に付議する事項は、あらかじめ各常任理事に通知しなければならない。

### 第21条〔議長〕

常任理事会の議長は、理事長が推薦した常任理事とする。推薦する常任理事が不在な場合は理事長自らが常任理事会の議長を執行しなければならない。

### 第22条〔常任理事会の定足数〕

常任理事会は、常任理事現在数の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を示したものは出席者とみなすことができる。

### 第23条〔議事の決定〕

常任理事会の議事は、出席者の過半数を持って決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。常任理事会の決定事項は理事会の決定事項と何ら変わらない。

### 第24条〔議事の記録〕

常任理事会により決定もしくは保留となった議事のすべてを記録しなければならない。この記録は必要に応じて理事会および役員会に開示される。

## 第5節 専門委員会

### 第25条〔専門委員会の設置〕

本連盟の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) リーグ委員会
- (2) 大会実行委員会

### 第26条〔組織および委員〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員長と若干名の委員をもって構成する。
- ② 各専門委員会の委員長は理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- ③ 各専門委員会の委員は、本連盟理事の他、知識、経験および熱意を有する者の中から、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

## 第6節 専門部会

### 第27条〔専門部会の設置〕

本連盟の事業遂行のため、次の専門部会を設置する。

- (1) 強化育成部
- (2) 規律部
- (3) 審判部

### 第28条〔組織および部員〕

- ④ 各専門部は、それぞれ部長と若干名の部員をもって構成する。
- ⑤ 各専門部の部長は理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- ⑥ 各専門部の部員は、本連盟役員の他、知識、経験および熱意を有する者の中から、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

---

## 第3章 専門委員会

---

### 第29条〔リーグ委員長の職務〕

- (1) リーグ委員会における最高権限を有し、すべての責務を持つ。
- (2) リーグ委員長は事業報告、決算報告、事業計画、予算書を常任理事会に提出し、承認されなければならない。
- (3) リーグ委員長は、リーグ委員会を不定期に開催できる。また、委員会で議決した内容は常任理事会にて開示しなければならない。また、必要に応じて本連盟登録チーム代表者まで開示しなければならない。
- (4) リーグ委員会にて報告される「特別な問題」については、必要に応じて常任理事会にて議決しなければならない。

「特別な問題」とは、リーグ開催不可、リーグ開催時の開催場所破損、近隣住民または自治体からのクレーム、参加チームに所属する選手等の素行不良によるリーグへの悪影響などを指す。

### 第30条〔リーグ委員の職務〕

- ① リーグ委員会を構成する各委員は、担当するリーグ戦の準備、実施、反省を行い、リーグ委員長へ報告する。
- ② リーグの準備とは、事業計画書および予算書に基づいたリーグの開催準備を指し、具体的には参加チームの召集、リーグ開催期間の決定、会場確保等を指す。
- ③ リーグの実施とは、事業計画書および予算書に基づいたリーグ運営そのものを指す。
- ④ リーグの反省とは、リーグ実施において発生した経費を決算報告書として、また、実施したリーグの結果をまとめた事業報告書として担当委員長へ提出することを指す。また、来期への提案を含めた予算書ならびに事業計画書を担当委員長へ提出することを指す。
- ⑤ 必要に応じて詳細な規約を作成することができる。ただし、それを配布する前に常任理事会の承認を得なければならない。



- ⑥ リーグ委員は、各担当リーグを継続的に開催できることを主務とし、それを阻害するもの等があれば関係者を招集しリーグ委員会または必要に応じて本連盟の常任理事会を開催し、議決しなければならない。
- ⑦ リーグ開催に際して発生した諸問題(特別な問題含む)は、速やかにリーグ委員長に報告しなければならない。

第31条〔大会実行委員長の職務〕

- (1) 大会実行委員会における最高権限を有し、すべての責務を持つ。
- (2) 大会実行委員長は事業報告、決算報告、事業計画、予算書を常任理事会に提出し、承認されなければならない。
- (3) 大会実行委員長は、大会実行委員会を不定期に開催できる。また、委員会で議決した内容は常任理事会にて開示しなければならない。また、必要に応じて本連盟登録チーム代表者まで開示しなければならない。
- (4) 「特別な問題」については、必要に応じて常任理事会にて議決しなければならない。「特別な問題」とは、大会開催不可、大会開催時の開催場所破損、近隣住民または自治体からのクレーム、参加チームに所属する選手等の素行不良による大会への悪影響などを指す。

第32条〔大会担当理事の職務〕

- ① 大会実行委員会を構成する各委員は、担当する大会の準備、実施、反省を行い、担当委員長へ報告する。
- ② 大会準備とは、事業計画書および予算書に基づいた大会の開催準備を指し、具体的には参加チームの召集、大会開催期間の決定、会場確保等を指す。
- ③ 大会の実施とは、事業計画書および予算書に基づいた大会運営そのものを指す。
- ④ 大会の反省とは、大会実施において発生した経費を決算報告書として、また、実施した大会結果をまとめた事業報告書として担当委員長へ提出することを指す。また、次回開催への提案を含めた予算書ならびに事業計画書を担当委員長へ提出することを指す。
- ⑤ 担当する大会の大会要綱を作成し、常任理事会の承認を得なければならない。
- ⑥ 大会開催に際して発生した諸問題(特別な問題含む)は、速やかに担当委員長に報告しなければならない。

---

## 第4章 専門部会

---

### 第33条〔強化育成部の役割〕

本連盟の事業遂行のため、強化育成部を設置する。

- ① フットサル人口を増加させる。
- ② 競技フットサルを向上させる。
- ③ 長野県フットサル選抜チームを編成し、その活動のすべての責務を負う。
- ④ 問題が発生した場合、速やかに常任理事会に報告しなければならない。

### 第34条〔規律部の役割〕

本連盟の事業遂行のため、規律部を設置する。

- ① 本連盟事業に発生する懲戒行為に対する処遇を決定する。
- ② 規律部のすべての活動は、常任理事会に報告されなければならない。

### 第35条〔審判部の役割〕

本連盟の事業遂行のため、審判部を設置する。

- ① 本連盟事業に発生する審判派遣を行う。
- ② 長野県サッカー協会審判委員会フットサル部会と協力し、審判員の指導、育成を行う。
- ③ 問題が発生した場合、速やかに常任理事会に報告しなければならない。

---

## 第5章 会計監査

---

### 第36条〔会計監査〕

本連盟の会計について、その正当性を検証する。

- ① 本連盟事業に発生する収支状況について、各地区より選出された地区代表理事により、会計監査を行う。
- ② 収支状況が正常に執り行われていると確認した場合、理事会に提出される資料に、その正当性を記し、公開しなければならない。
- ③ 会計監査にかかる費用は、事前に本連盟会計にて予算化しておかななければならない。
- ④ 会計監査に関し問題が発生した場合、速やかに常任理事会に報告しなければならない。

---

## 第6章 付 則

---

### 第37条〔改廃〕

本規程の改廃は、理事会の決議によらない限り改廃することができない。

### 第38条〔施行〕

本規程は、2007年08月01日より施行する。

本規定は、2008年04月01日より改版本(R06)を施行する。

本規定は、2009年04月19日よりR07として改訂されたものを施行する。

本規定は、2010年04月10日よりR10として改訂されたものを施行する。

本規定は、2011年05月21日よりR11として改訂されたものを施行する。

本規定は、2011年06月18日よりR12として改訂されたものを施行する。

本規定は、2013年04月28日よりR13として改訂されたものを施行する。